

# はがきの書き方

裏

契約解除通知書  
契約日 平成〇〇年〇〇月〇〇日  
商品名 ○○○○○  
契約金額 ○○○○円  
販売会社名 ○○○会社  
担当者名 ○○  
  
上記契約を解除します。  
支払った金○○○○円を返金して下さい。商品を至急引き取って下さい。  
  
平成〇〇年〇〇月〇〇日  
大館市〇〇町〇〇番地  
消費者 ○○

表

郵便番号  
〇〇市〇〇町〇〇丁目  
〇〇〇会社  
代表〇〇様

クーリングオフの方法は、はがきなど  
の書面に契約を解除する旨を明記し、既  
払い金の返金、商品の引き取りなどを求  
めます。書面はコピーを取り保管し、ク  
レジット契約をした場合には、クレ  
ジット会社にも同様の通知を送ります。  
通信販売で買った物や、使用してし  
まつた消耗品などクーリングオフができ  
ないものもありますので注意が必要です。

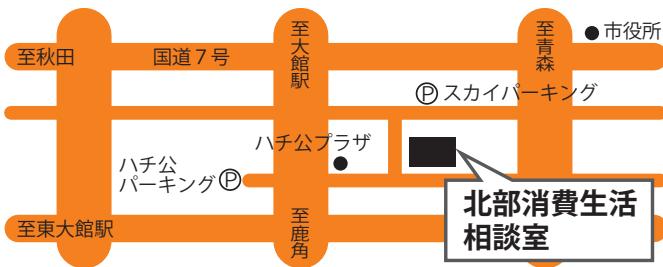
## クーリングオフを活用しましょう

## 消費生活相談窓口

「強引に勧誘されて契約してしまったが解約したい」「身に覚えのない請求書が届いた」「借金をなんとかしたい」などの消費者トラブル、金融トラブルでお悩みのかたは、まずご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

### 秋田県生活センター北部消費生活相談室

電話番号 45-1040  
相談時間 月～金曜日 9時～17時  
土日・祝日、12月29日～1月3日は休み  
字中町5(旧正札竹村ビル1階)



### 大館市役所 市民相談室

電話番号 43-7045  
相談時間 月～金曜日 9時～16時  
水土日・祝日、  
12月29日～1月3日は休み



消費生活相談でどこに相談してよいか分からぬ場合には、消費者ホットラインをご利用ください。

(守ろうよ、みんなを)

**消費者ホットライン 0570-064-370**

## 行政なんでも相談所を開設します

登記、税金、道路、河川などの行政に関する困りごとについて、ワンストップで相談を受け付ける「行政なんでも相談所」を開設します。お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

とき 10月20日(木) 13時～16時  
ところ いとく大館ショッピングセンター  
参加予定機関  
秋田行政評価事務所、秋田県、秋田弁護士会、  
河川国道事務所、行政相談委員、税務相談室、  
法務局、大館市

### 同時開催「無料法律相談」

弁護士が無料で法律相談に応じます（予約制、  
1組20分、9組まで）。  
※法律相談の予約が予定数に達した場合、予約  
を締め切らせていただきます。

申問 総務省秋田行政評価事務所 ☎018-823-1100